

平成26年 第2回（8月）定例会

県央県南広域環境組合 議会 会議録

平成26年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成26年8月18日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成26年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 永尾 邦忠	2 番 園田 智也	3 番 千住 良治
4 番 西口 雪夫	5 番 田添 政継	6 番 室内 武
7 番 土井 信幸	8 番 平野 利和	9 番 上田 篤
10 番 町田 康則	11 番 小嶋 光明	12 番 馬渡 光春
13 番 村川 喜信		

2 説明のために出席した者は、次のとおりである。

管 理 者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 山本 博幸	総務課長 中村 明
施設課長 石本 博徳	総務課課長補佐 鳥辺 伸一	施設課課長補佐 田中 金大
監査委員 山崎 黄洋		

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書 記 蠣崎 真一	書 記 濱崎 和也	書 記 原野 聖
-----------	-----------	----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員の指名について

- 日程第3 会期の決定について
日程第4 議会運営委員会委員の選任について
日程第5 一般質問
日程第6 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
議案第 9 号 平成25年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村川喜信君）

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しております。また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

次に、南島原市選出議員の任期満了に伴いまして、新たに組合議員として選出されました議員をご紹介します。

南島原市選出議員、小嶋光明議員でございます。よろしくお願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいまご着席の席を仮議席といたします。

今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、議場での冷房は28度を標準とした空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

なお、報道取材のため撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成26年組合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

初めに、新たに副管理者に就任されました南島原市長の松本政博さんを私からご紹介をいたします。

また、この場をおかりいたしまして、4月の人事異動により新たに発令をいたしました幹部職員をご紹介させていただきます。

事務局長の山本博幸君でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、去る8月9日に九州地方に接近いたしました台風第11号によりまして、本組合施設に被害が発生いたしましたので、概要をご報告いたします。

被害は8月9日の正午から午後1時にかけての激しい風によりまして、ごみ処理ピット上部の屋根が約15m掛け15mの広さでめくれ上がりまして、破損をいたしました。被害額はまだ精査の途中ではありますが、1,000万円程度の見込みでございます。現在、シートなどで覆い、ごみ処理に影響がないように応急処置で対応しておりますが、いずれにいたしましても、早急に復旧工事を行うようにいたしたいと考えています。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局長から説明をいたさせます。

次に、組合施設の稼働状況をご報告申し上げます。

現在、この県央県南クリーンセンターにおきまして安定したごみ処理を継続しておりまして、処理量はおおむね1日当たり260tでございます。圏域の皆様方のごみ処理を効率よく安定的に処理を行っている状況でございます。

なお、この施設の余熱利用施設でございますのんご温水センターでございますが、平成25年度におきましても利用者数はこれまでで最高となります約13万人の方々にご利用をいただきました。指定管理者の経営努力のたまものと評価をいたしているところでございます。

次に、係争中の裁判についてでございます。裁判への対応を含め、今後の予定などをご説明したいと思いますので、お配りしております和解案対応後の経過という1枚物でございますけれども、資料を御覧いただきたいと存じます。

この資料は、本年2月議会で和解案対応後の経過をご説明した際の資料に議会後の経過を加えまして、これまでの状況を簡単にまとめたものでございます。

2月議会後の経過で申し上げますと、まず、2月議会で議決をいただきました平成23年度、24年度分の超過経費にかかわる損害賠償の拡張請求でございまして、額で申し上げますと7億5,499万6,749円の拡張請求を2月19日に行っております。その後、4月1日に被告従業員2名に対する証人尋問、これは被告側からの主尋問と原告側からの反対尋問が開催されました。その後、最終弁論期日を経て判決が出される予定となっております。

しかしながら、この裁判の争点の一つでございましてごみのカロリーに関する資料の提出を裁判所が被告に求めている訳でございしますが、被告の資料提出が遅延したことなどから、資料に記載しておりますとおり、裁判所の審理の都合上、最終弁論期日は現時点では未定となっております。なお、訴訟代理人によりますと、恐らく一月以内に最終弁論期日が開催されるのではないかとということでございます。最終弁論期日開催の後でございすけれども、おおむね二月から三月程度で判決が下されるのではないかとということでございました。いずれにいたしましても、平成20年9月の提訴以来、およそ6年の長きにわたっておりますが、間もなく判決を迎えるということになるところでございます。

最後になりましたけれども、今議会に提出いたしました議案は、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」について外1件でございす。

内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、ご了承を賜りたいと存じます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

台風被害について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

では、私のほうから改めて施設の被害状況についてご説明を申し上げます。

本日、お配りしております説明資料、A3版の1枚の資料をお手元にお出しいただきたいと思っております。

まず、破損の箇所でございますけれども、平面図右上の配置図をご覧くださいだけです。破損箇所は処理棟の搬入車などが進入しますプラットホームの北側、ごみピットの奥のほう、東側になります。図面の丸で囲んで

ある箇所の屋根ということでございます。被災の面積は、縦、横とも約15mの範囲でございます。

この災害につきましては、8月9日の正午から午後1時までの間に吹き荒れた暴風雨で被災をしたということでございまして、屋根がめくれ上がった状態ということで、写真の左側の上部を見ていただければそういうふうなところでございます。現在はごみ処理に影響が出ないよう応急の対応措置を行っているところでございます。現在、復旧に向け、工事費用等の精査を行っている最中ではございますけれども、これが完了次第、予算を確保し、一日も早く施設の復旧を図りたいと考えております。

参考までに現時点での見込みを申し上げますと、工期は約1カ月程度を要するのではないかと考えております。工事費については約1,000万円程度ではなかろうかということで今精査をしているところでございます。工事につきましては、最終的に組合が加入しております施設共済保険から共済金が補填される見込みでございます。

以上、ご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（村川喜信君）

次に、日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

11番 小嶋光明議員

ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に11番小嶋議員及び12番馬渡議員を指名します。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月18日、1日とし、会期中の日程につきましてはお手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。議員控室への移動をお願いいたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

南島原市議会選出議員の任期満了に伴い、委員1名が不在となっておりますので、後任者を選任する必要があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、小嶋議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

ご異議なしと認めます。小嶋議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、平成27年8月21日までとなります。よろしくお願いいたします。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。議会運営委員会委員の皆様は別室へ移動をお願いいたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました議会運営委員会について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（西口雪夫君）

休憩中に開催しました議会運営委員会において、不在となっておりました副委員長について、南島原市選出議員の小嶋議員が互選されましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（村川喜信君）

ありがとうございました。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑などは全て自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。

8番平野議員。

○8番（平野利和君）

皆さんおはようございます。8番平野利和です。家庭系ごみと事業系ごみの区分けについて質問をいたします。これは市民の皆様から苦情が私のほうに寄せられたことを、ご意見をいただいたことで質問をいたします。

最初に、家庭系ごみと事業系ごみの規定のお尋ねをいたします。金額もお願いします。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

家庭系ごみと事業系ごみの区分けについてでございます。家庭系ごみと事業系ごみの区分けについては、たしか『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』という法律がございますけれども、通常は廃掃法と呼ばれてはいますが、その定義をまず述べさせていただきたいと思います。

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通常、廃掃法と呼ばれる法律によりまして、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができない、不要になった固形状または液状のものを指すということになっておりますけれども、そのようなものを処理する体系から一般の廃棄物と産業廃棄物に分類をされております。本組合は、可燃性の一般廃棄物の処理施設でございまして、圏域の皆様方がこの施設に廃棄物を持ち込まれるのに際しまして、家庭生活から排出された廃棄物を自ら持ち込まれた場合を家庭系ごみとし、それ以外を事業系ごみとして取り扱っているところでございます。

また、この施設を作るに当たりまして、当時、ごみ処理手数料などをどのようにするかについて種々の検討がなされておりました、構成市や周辺自治体との手数料の均衡など総合的に勘案した結果、家庭系ごみより事業系ごみの手数料を高く設定したという経緯がございます。

なお、お尋ねの分のごみ処理の手数料でございますけれども、家庭系の可燃ごみは基本料金といたしまして50キログラムまで190円、加算料金は50キロを超える10キロごとに38円としております。また、事業系の可燃ごみは100キロまでの基本料金が571円、加算料金は100キロを超

える50キロごとに286円となっております。ただいま申し上げました単価に消費税及び地方消費税を加えた額がごみ処理の手数料ということで、10円未満はカットということになっているということでございます。

ごみ処理とよく通常言われますけれども、一般の廃棄物と産業廃棄物に大きく分かれまして、ここで処理しているのは一般の廃棄物、それが家庭系と事業系がありますよということで料金が私どもの圏域の場合には違っているということになっております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

ありがとうございます。では、事例をお尋ねいたします。例えば、Aさんとしましょう。Aさんの庭の草刈りを友人に頼みました。その草を雲仙のリレーセンターに持って行って、受付で多分いろんなことを聞かれたと思います。そのことで頼まれたご友人の方は正直に答えて、Aさんから、暑いので、これはジュース代として使ってくださいということで心づけをいただかれたと。そのことを正直におっしゃったのでしょうか。このことは今の事例でいくと家庭系ごみでしょうか、事業系ごみでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今の事例を家庭系ごみか事業系ごみかということでございまして、私ども県央県南広域環境組合は発足当時から同じような取り扱いをしております、家庭系については自らこのリレーセンターなりクリーンセンターに持ち込まれるときに家庭系ごみ、家庭から排出された分を自らその方が持ち込まれた場合に家庭系ということで、ボランティアとか善意でされることもあろうかと思っておりますけれども、対価を伴わない分については同じような取り扱いをしております。ただし、有償で委託なり代行をされて持ち込まれた場合には、今ご指摘もございましたけれども、事業系ということで料金を適用させていただいているということでございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

ですから、今の事例はどちらでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今の事例は、謝金といいますか、心づけといいますか、そういう分であっても有償ということでございますので、この場合は事業系に当たるというふうに考えています。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○８番（平野利和君）

事業所。これ私はちょっと今、逆の答えが返ってくるかなと思っていたのですが、事業系ごみと判断されますか。例えばですよ、お年寄りが一人で住まれている。それを隣の私が、おばちゃん、ちょっと刈ってあげようねと。そして、そのおばちゃんが私に——その方は運転もできません、私が持ち込みました。そのときにお茶代として１，０００円ぐらいもらいました。この場合でも事業系ごみですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

有償の中身がですね、なかなか私ども、例えば、通常、許可業者であられる方とか、現実的にはほかの事業をされる方もそういうことをされることもありますし、今ご指摘のあった住民の方という場合もあるかと思いますけれども、ただ、これは個人事業者というのを区別するとか、額の多寡で、例えば、お金の内容まで確認をして、それをもう一つ、そこまでの確認もできませんし、有料の多寡、それと個人、許可事業者、そういう区分というのがなかなか難しゅうございますし、また、つけると逆に公平感を損なう場合もございますので、私どもとしては、有料で代行なり委託されて持ち込まれた場合には事業系というようなことで料金を適用させていただいているということでございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○８番（平野利和君）

ですから、今申し上げたとおり、高齢者の方の、善意で私が刈ってあげた、これは事業系ごみですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

そのごみを、例えば、無償で、ボランティアでということであれば家庭系ごみというような扱いを特例でしておりますけれども、そこに何らかの代償行為、金銭を伴うような代償行為があるということであれば、それは有償ということで事業系ということで判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○８番（平野利和君）

普通ですよ、今の時期に、暑いのでお茶なっと飲んでくださいという、幾らかお茶代をやらすですよ。これも事業系ごみなのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

繰り返しになりますけれども、お金の多寡、それとお金の中身の性格、そういうものについてはなかなか確認ができませんので、申し訳ございませんけれども、有償行為でそういう代行をされるという場合についてはそういう取り扱いをさせていただいているということでございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○８番（平野利和君）

今、各自治体ですね、もう高齢化が進んでいます。ですから、そういう意味でいけば、確かに言われることはわかります。でも、私の言うこともわかれるでしょう。ですから、そういう常識的といいますか、そこら辺のことをですね。今、最初、私がAさんと言いましたけれども、この方は忙しくて、本当に忙しくて刈れない。それで友達に頼んだ。そのことをジュース代としてやられたということなのですが、ここを事業系ごみとするのはおかしいのではないかと私に質問があったものですから、今日お尋ねしているのですが、そこら辺の規定は確かに必要だと思います。今度は逆に事業所さんがこれは家庭ごみですよということもあるかと思imasので、そこら辺の基準といいますか、もっとやわらかくじゃないですけど、市民の皆さんにわかりやすいような規定を作ったらどうかというのが私の提案なのですが、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ごみの料金をどのような形で設定するかという部分と、その確認の方法のご指摘かなと思っております。例えば、近隣の自治体であれば、基本は家庭のごみについてはステーションのほうでしますので、直接こういうごみ処理場に搬入される場合には、例えば、搬入される方の属性とか、ごみの中身とか、住所、氏名、そういうものを事前に申請をいただいて、許可をして搬入をするというようなこともされております。そういうような手続をとれば、ごみの中身、発生どころというのものもある程度確認はできるのですけれども、当組合は17年に供用開始をしたときにその辺の話も種々なされておりました、ただ、当施設については、事業者なり市民の方たちの利便性であったり、迅速な搬入という部分を、それと組合事務の効率化、そういうものも兼ね合いながら、現在の事前に申告をしないで直接搬入いただいて料金も自動収受というような格好で、搬入される方が選択をしていただいて、疑義があるときに計量員等が中身を確認するというようなシステムをさせていただいております、この辺については少し、今も取り扱いは徹底しておりますけれども、もう少し徹底をしてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

先ほども申しましたけれども、本当に高齢化になっていきますので、おじいちゃん、おばあちゃんが持ち込む。最初、管理者がおっしゃった規定ですね、自ら自分が持ち込めば家庭系ごみという形でいいということだったのですが、今申したとおり、高齢化が進んで、おじいちゃん、おばあちゃんが運転してそこに持っていくことはできないわけですね。その方は今おっしゃった、事前に申請をすればいいということですが、これは市役所でよろしいのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

自治体によってそういうふうな手続をされているところについては市役所でされている、支所なりいろんなところでされている事例がございます。ただ、私ども、この組合としては、現在はそういう事前申請はしないで済むと

いいですか、市民の方でありますとか、これは事業者の方の利便もござい
ますので、今のところ事前申請にはしていないということでございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

事前申請をうちはできないということですか。だから、そういう規定は作
れませんかという私の今回の提案なのですが、いかがですか。だから、簡素
なそういう手続で、例えば、私もちょっと今思いつきませんけれども、事前
に書類が何か持って行ってされれば、この方をお願いしましたというような
ことができるなら、家庭系ごみで伐採した木、草とか、そういうのはいいの
かなと思うのですが、そこら辺の規定を作っていただけますかという提案
なのですが。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ご指摘いただいた分については、このごみ収受のシステムのいろんなと
ろにかかわってまいりますので、少し研究をさせていただきたいと思ってお
ります。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

先ほど申した事業所さんがいろんな形でそういうことが難しいかもしれま
せんので、とにかくそういう市民の皆さんのことを考えながら、規定、また
そういう方法等を考えていただければいいかなと思いますので、要望してお
きます。お願いいたします。

終わります。

○議長（村川喜信君）

次に、5番田添議員お願いします。田添議員。

○5番（田添政継君）

5番の田添でございます。冒頭管理者のほうから係争中の裁判についての
2月の定例会以降の経過、ご報告がありましたけれども、やはりこの係争中
の裁判、本当に今いよいよせっぱ詰まっているなというふうな感じがいたし
ております。これからの対応は、本当に市民注視のもとでどういう対応をす

るのかということが非常に今この組合議会、あるいは管理者を含めて問われているのではないかなというふうに思っています。

諫早市議会におきましても全員協議会を開催いたしました。そうした中で、多くの議員から質問とか意見が出されまして、いわゆる瑕疵担保期間以降のこのクリーンセンターの運営について非常に危惧といいますか、懸念といいますか、意見が出されておりました。その中で、私たち諫早市議会選出議員に対して、重要な方針を決めるときにはぜひ諫早市議会全員の意向をもって組合議会に臨んでももらいたい、そういうふうな要望が出されたりしておりますし、あるいは管理者に任せるのではなくて、組合議会としても責任ある態度をとるべきではないか、決めるべきではないかということもその全員協議会の中で出されました。

そういった問題を含めて、私は今回、4点の質問項目を上げさせていただきました。一問一答方式になると思うのですが、具体的に質問に入らせていただきたいというふうに思います。

1番の係争中の裁判の審理状況と今後の見通しについて。

イ、長期化している要因は何か。

ロについては、冒頭管理者から申し上げられましたので、再質問の中で取り上げたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

総括的に私から申し上げたいと思います。

冒頭の開会のあいさつで申し上げましたけれども、係争中の裁判の審理状況と今後の見通しということでございますし、思いは皆さんも一緒だというふうに思っております。議員もご承知のとおり、平成20年9月30日にJFEエンジニアリング株式会社ほかを相手取りまして、債務不完全履行に基づく損害賠償請求を行っているものでございまして、これまでに口頭弁論が14回、弁論準備手続が30回開催をされている状況でございます。

当初、提訴を行いましたときには二、三年かなというようなことでございましたけれども、現在6年目と。もう結審か、もう結審かということで、まだまだ最終弁論には至っていないというような状況でございます。長期化しております背景といたしましては、裁判の争点におきまして、原告、被告の大筋の主張が整理をされておりますけれども、最近では、原告及び被告の超過経費の算定方法や用役費等の保証範囲や罰則の解釈など、細部にわたりま

す裁判所の確認が続いているという状況でございます。

また、冒頭のあいさつでも申し上げましたけれども、この裁判の争点の一つでございますごみのカロリーに関する資料の提出を裁判所が被告に求めているというわけでございますけれども、これに対しまして、被告からの資料の提出の遅延も、このところの遅延の原因としてはそういうことが要因の一つにあるものというふうに思っております。元々、入札要件と当初の覚書、それから変更覚書というのがございまして、そこが大きな争点の一つになっておりましたけれども、今そういう部分は整理が進んでまいりまして、いずれにしても、和解勧告の状況を見ておりますと、和解拒否をいたしましたけれども、いずれにしても、変更覚書を主に考えているみたいだなというようなことは和解の案の中にあるのではないかなという気がして、どうしてそういうことになるのかなという疑念はありますけれども、ただ、今の裁判の状況を見ますと、それぞれ原告と被告の主張はほぼもう出尽くしているのではないかなというふうに思っております。一審でこれだけ長きにわたりました係争が行われる、それぞれの主張が行われるというのは、非常にある意味では、長期化している原因というのはそれだけ事象が多様にわたっているということじゃないかなというふうに思っております。当初は長くても3年ぐらいかなというふうなことでございましたけれども、もう既に6年目に入っているということもありまして、そういうことで一定判決の中でどういうふうな主張が、裁判所の判断が示されるのかということが今後の組合運営にとって大きな事象といいますか、検討しなければならない事案になっていくのではないかなというふうに思っております。法的な分と私どもの気持ちの分というのはやはり違ってくるかもしれませんけれども、それは和解の内容がそういうことであったというふうに思いますけれども、そういう意味において、後の展開というのがそう長くはもう掛からないだろうなというふうに思いまして、議員もご承知のように、長くなればなるほど瑕疵担保期間といいますか、それに近づいてしまうというふうなこともありますので、一定の判断を持つ時期がやはり近づいてきているのかなというふうな気持ちではおりますけれども、その材料を今のところは与えられていないというのも片一方の事実でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

私どもを含めて、今申されましたように、この裁判は二、三年で結審する

んだと、決着するんだというようなことをずっと、議会もそうですけれども、市民の皆さん方もそういうふうに使われてきたのだらうと思います。このJFEとの運転契約というのは3年更新でしたかね。ということであれば、その3年、当初の1回目の提訴をされた3年間というのを一応の目安に置かれていたのではないかなと思うのですが、今6年近くなっているということについてのご答弁ありましたけれども、やはり最初の見通しというのは少し甘かったのではないかなというふうに私は思っているのですが、いかがですか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

裁判が通常は民事の裁判の中でも普通はそれくらいで、一般的には3年ぐらいで第一審が終わって、第二審で新たな主張をするということもあるのでしょうけれども、そういうのが常識だったのではないかなということで、3年というお話が当初からあったのだというふうに思いますけれども、この裁判の場合、実証が非常に複雑怪奇といいますか、それぞれ科学的な分の知識も持たんといかんというようなこともありまして、その実証といいますか、その理解といいますか、それにすごく時間が掛かったのではないかなと。JFEさんは専門家の集団もいらっしゃると思いますけれども、私どもでは専門家の集団というのはなかなかいないという、これはどこの自治体もそうなのだと思いますけれども、東京都と一部の自治体を除いては専門家がなかなかいらっしゃらないというような状況の中で、それぞれ立証をしていくにはそれなりの裏づけも必要ですし、そういう意味では、長期化するのもやむを得なかったのかなというふうには思いますし、その間、審理が中断したりなんなりじゃなくて、審理はずっと行われて、先ほど申し上げましたように、準備手続あたりは30回もずっとされているというようなことですので、裁判をお互いに遅延させようとか、そういうことではないのかなというふうに思います。遅延させるということになりますと、裁判長が一定の判断を下すのではないかなと思うのですが、そういうことで一審の判決がどのような形で判決文が書かれるのかということは非常に私にとりましても興味があることですので、一審でこれだけ長期にわたりそれぞれの主張をしてということですから、途中で主張をやめたというようなことはないで、それぞれがそれぞれの立場の主張を精いっぱいしてきたということですので、今後どうなるのかということを確認に申し上げられませんが、

判決の時期は近いと思いますし、裁判所がどういう判断をするかということ
は私どもにとって非常に重要なことになるだろうというふうに思っています。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5 番（田添政継君）

今までも繰り返し、結審は近い、そういうことをずっと私聞き続けてきた
ような気がします。議会の中でも、あるいは時には全員協議会の中で顧問弁
護士のほうからいろんな見通しとかもご説明をしていただきました。そうし
たこれまでの顧問弁護士さんからの私どもに対する、あるいは組合議会に対
する説明内容はどういうものであったのかということをちょっとお聞きした
いと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私、4月に来て、議事録等も見させていただいておりますけれども、弁護
士さんからは今縷々話があったとおり、そのときの状況で裁判の、相手もあ
ることでございますので、被告と原告それぞれがやっていく中で、あるとき
は結審間際で、去年もございましたけれども、例えば、カルシウムのごみの
質の問題がそれまで全然なかったのに、被告のほうから提起されると。その
ごみ質のカルシウムがいろんなトラブルの原因になっているというような状
況でされれば、逆に私ども原告としては、それに合わせたいろんな資料を集
めたりとか、専門家の話を聞いたりとか、準備も要りますので、そういう意
味では、裁判自体は水ものでございますので、その時々で状況でそういう判
断なりご説明があったと思いますけれどもいろんな相手の主張の部分でそう
いうことになっているのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5 番（田添政継君）

次に移ります。

結審の時期については、二、三カ月後ではないかということで管理者のほう
からご答弁がありました。一応裁判長が関与した和解というのは決裂をいた
しました。しかし、判決だけが残されているのかといいますと、一般的に
は、裁判所が関与しない和解というの残されている道だろうというふうに

思うのですが、そこら辺についての見通しというか、もうこれからは結審、それから判決を求めにいくというふうな態度を基本的にお持ちなのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、訴外、裁判外での和解ということでございますけれども、現時点で裁判外の和解というようなことについては、双方からの分は私は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。判決を求めにいくということだろうというふうに思います。それでは、大きな2番に入らせていただきます。

これからの選択肢とタイムリミットということで少しご質問をさせていただきたいと思いますが、一つ目に、和解協議における裁判所見解と被告の見解は一致しているのか、二つ目、裁判と並行してさまざまな方策を検討すべきではないか、この2点についてご答弁をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、裁判長見解と被告の見解の件でございます。昨年10月に裁判所から提示されました和解につきましては、議会での意見等も参酌させていただきながら、受け入れることができないということで結論を出し、11月に裁判所へ回答を行っているところでございます。その後、12月10日の第26回の弁論準備手続において、裁判所から原告、被告に対しまして、和解に向けた協議については終了するということで言い渡しをされております。この弁論準備の際に、原告、被告が個別に裁判長から意見聴取が行われまして、その後、裁判長から、この施設の瑕疵担保期間終了後については、裁判とは別に協議を続けてもよいという被告の確認がとれたというような趣旨の発言がなされたということで、そのことであろうと思っております。しかしながら、弁論準備手続の際に、さきの議会でお配りしたとおり、被告から確定判決後に改めて原告から諸条件の提示をいただいた上で、被告として検討し、

その結果を提示させていただくということで文書でいただいている分もございます。12月以降、裁判上で和解協議、組合といたしましても、JFEに対しまして瑕疵担保期間を過ぎた平成32年4月以降の運営に関する協議の申し入れをしておりますけれども、現時点、明確な回答をいただいていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

この問題は非常に今重要な内容を含んでいると思いますので、少し文書を確認しながら対応を確認したいと思うのですが、12月10日の裁判所における裁判長の見解は、事務局長がおっしゃったように、和解協議については本日をもって和解を打ち切ると。2点目に、ただし、瑕疵担保期間終了後については、協議のテーブルをなくするのではなく、裁判は裁判として協議を続けてもよいという被告の確認はとれたとの発言が裁判長からなされた。これが裁判長の見解だったというふうに思うのですが、もう一つ、被告が出した資料を事務局長が申されました。それは12月10日に被告が出した資料でありますけれども、この中の1点目に、契約満了以降の運営委託協議の可否及び継続するとした場合の費用については、本和解あるいは確定判決後に改めて原告から諸条件を提示していただいた上で、被告として検討し、その結果を提示させていただくことと考えていると。2項目に、原告の要望をいろいろ確認した上で、しかし、原告には組合議会等もあって、かなりその方針を出すのに長期間の期間を要するのではないかとということで、被告のほうからそういう文書が出されております。私が確認を申し上げたいのは、この二つの文書というのは、裁判長が出された文書というのは和解協議の中で出されているわけですから、被告にも原告にもこれは受け入れられた内容だということで確認をしていいかどうかということを確認しているわけでありますので、再度ご答弁をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今申されたとおり、これは口頭でございます、文書ではございませんけれども、口頭で裁判長が原告、被告を両方同席の上での発言というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。一方で、裁判について被告側は、もし自分たちが敗訴するようなことであれば最高裁まで闘うんだと、そういうことを繰り返し言っているような気もするのですが、そこら辺はそういうふう認識しとっていいですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

裁判をどこまで、地裁の判決の後、例えば、控訴すれば高裁、高裁の結果でまたすれば上訴ということで、最高裁までございますけれども、その判決の中身によりまして、そういうことで圏域の市民の方々の利益をどう確保していくかと。いろんな観点があると思います。そのときに、どうしてもというような判断があればそういうような可能性も残っているということで理解しております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

最高裁まで争ったとして、一般的にどれくらい掛かるのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは裁判の中身といいますか、その分にもよりますし、ただ、最高裁自体は、高裁で判決があった後の最高裁というのは、例えば、法律の解釈の問題でありますとか、非常に重要な法解釈であったり事例の前例の変更とか、そういう部分の場合に最高裁で受理されるというふうに聞いておりますので、そういうことで事例の裁判の中身で当然変わってくるものと思っております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

答弁になっていないと思うのですが、大体どれくらい掛かるのかというふ

うに聞いているわけで、わからなかったらわからなかったでいいし、一般的に大体、じゃ、高裁判決までというふうに考えたときにどの程度なのですか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

事務局長が申し上げますように、裁判で新しい立証をするしないというのがあると思います。今回の裁判の場合は、裁判長の判断がどうなるかわかりませんが、一審で十分に事実審理はお互いに6年をかけて主張をしているわけですから、事実審理についてはほぼ一審で出そろってくるのかなというふうに思っております。控訴というのはどちらも控訴の権限がございまして、控訴をして、高裁で新たな事実、新たな主張をすれば、それはそれでまた時間が掛かるとは思いますけれども、諫早湾干拓の例ですと、たしか2年弱ぐらいで高裁は判決がなされていると思います。私どもが経験をした最高裁に上訴をされた分についても、それは3カ月ぐらいで書類審査で終わっていますので、事実審理は通常は先ほど事務局長が申し上げましたように、法解釈の誤りとか、裁判官の適否とか、そういうものがない以上は最高裁でそういう事実審理があるというのは通常はありませんので、それは3カ月、4カ月ぐらいで一定の判決が出るのかなと。それで確定するということになるのが一般的だというふうに思いますけれども、この場合に被告、原告それぞれがどういう主張を今後していくのかということによっては長くなることもあり得る話だというふうに思いますし、最高裁で事実審理はないにしても、要するに法解釈の分でここは最高裁としては疑義があるよということになると、それは事実審理も含めてまた長期化する恐れもあるということだろうと思います。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

私がここで確認をしたいのは、平成32年3月の瑕疵担保期間ですね、これまでにこの問題が上告とか上級審を含めて解決をするという見通しをお持ちなのかどうかということを確認したいためにいろいろとご質問している訳ですから、そういう意味での展望、見通しということがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

裁判の状況については、もうご理解をいただいているものといまして、現実に今、1日260t程度のごみ処理が安定的にできているという事実がございます。そして、それは片一方では、瑕疵担保期間が15年ということもあって、32年4月以降の保証はないというのも事実でございます。このような中でどういう選択肢があるのかということでございますけれども、これは冒頭から言われていたことですが、裁判が長期化すれば長期化するほど私どもは苦しい立場になるというのも一方の事実であるというふうに思います。

先ほど事務局長も申し上げましたように、一方では、要するに32年以降の運転経費とか用役費とかの見通しについては再三、裁判上でもそうですが、事務的にも求めてきました。それは係争中であるからということでJFEからは拒否されてきたということでございます。そういった中で、今私どもに与えられている選択肢というものは非常に少ないといったことが言えるのではないかなというふうに思います。要するに32年以降の運転経費がどれくらいの額になるのかというのは全くわかりません。推測をするにも機械のプラントの部分については全くできませんので。ただ、大きな改修工事が行われているとか、大きな燃料とか、そういうものを毎回毎回トラックで酸素とかを運んでくるとか、そういうことはあっていない状況でございまして、そういうものは客観的にはわかるのですが、個々具体的に今後どれくらい掛かっていくのかというのは、前例があればわかりやすいのですが、このガス化溶融炉で、特に私どものプラントは全国で6カ所ぐらいしかないという状況からすると、どこも同じ時期に設立といいますか、稼働をしている状況でございますから、その前例もなかなか出てこないというようなことでございますし、一方では、新しい施設を造ったということですが、これも非常に金銭的な部分と、今まだ償還の途中です、32年度までは償還が続きます。今の炉の償還の起債と、それから新しい炉に要する一般財源、それから起債の償還というのが二重の負担に耐えられるのかというようなこともありまして、そういう選択肢が非常に狭まっているというのが、要するに二重になるわけですね、今やろうとすると。二重に財政負担が生じるというようなことに耐えられるのかと。それから環境アセスとか地元の協議とか、そういうことを考えればなかなか厳しい状況にあるというのが実態でございます。スケジューリング的にもそうであると。ただし、今我々に与えられている情報ではなかなか判断ができる状況にないというのも一方では事実

でございます。そういった中でどういう選択肢がということなのですが、やはりこれは一つの裁判という、結審をし、判決を見て、要するに上訴をするのは被告も原告もできますから、そういうことでその判断を仰ぐという必要があるのかなというふうに思います。

和解協議ですね、昨年１０月ごろだったと思いますけれども、和解勧告があったときに私は申し上げましたけれども、今後の保証が全くそれには書かれておりませんでした。今後の協議をしますよとか、お互いにそういう認識ができていればそれはそれでよかったのでしょうかけれども、私はそのときには金額よりもそっちのほうの方が大事だというふうに申してきました。和解ですから、それぞれの主張が全面的に受け入れられるということはないのでしょうけれども、そういう中で、やはり個々の組合の一番の目的は一般廃棄物、可燃性のごみをいかに効率よく、いかに安定的に処理をしていくかというのがここの設立の目的でございますので、そこを第一に考えていくという基本的な考え方にのっとって今後の対応を考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○５番（田添政継君）

私は現状をですね、最初から私自身もここの組合議員じゃございませんでしたので、一部推測みたいなものも入ると思うのですが、この裁判を提起したときには二、三年で解決をすると。それで一応解決をさせて、その後に瑕疵担保期間以降の問題については協議を設けていこうという考えがあったのではないかなというふうに思っております。ところが、現時点は、全くもう情勢が変わってしまっている。そういう意味では、最初申し上げましたように、私たちの見通しどおりにはこの裁判は進んでいないと。そういうことを考えたときに、はっきり言えば、裁判を含めての瑕疵担保期間以降の私たちの考え方というのはある意味方針の転換を求められているのではないかなというふうに思っている訳です。ですから、一方で裁判を継続しながら、いわば非常に乱暴な言い方かも知れませんが、裁判の場でけんかというか、争いながら、一方では話し合いをする、そういう非常に難しい対応を迫られているし、それを避けてはいけないのではないかと私思う訳です。だから、先ほどから繰り返し言っておりますけれども、裁判長の見解を被告が守らないということは、これはやっぱり大問題なのだろうと思うのですよ。

そういう意味で、なぜ被告は裁判長のそういう協議の窓口門戸は開放しているよという、そういう裁判長の見解を被告が守らないということをなぜ主張されないのかというふうなことを私は少し疑問に思います。そういうことを含めてでありますけれども、現状の裁判を並行しながら、それじゃ、平成32年度以降のこの焼却炉の運転をどうしていくのかということを検討していかざるを得ないという状況については、お互いの認識は一致をしているのだろうというふうに思うのですが、今考えられる選択肢について、これは確認というか、再度確認ということになるのだろうと思うのですが、どういう選択肢が32年度以降は残されているのかということについてご質問いたします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

先ほど管理者のほうからのご答弁もございましたとおり、現時点、選択といたしますか、現時点といたしますか、おっしゃるように、例えば、通常であれば15年目程度で基幹的改造をしてまた15年使うというのがごみ処理施設の通例でございますので、またJFE自体も12月10日の文書で、そういうことについては協議ができるという文書もいただいておりますので、そういう方法をとるのが一つ。それともう一つは、先ほどの管理者の答弁でもございましたように建てかえるという方法もあろうかと思いますが、この分については非常に期間の問題、それと、例えば、こういう建替えの事務を行おうと思いますと、地元の理解、場所をまず決めるとか、枠組みを確定しないと、それ以降の例えば、いろんな手続に入られません。そういうようなものもございますので、その二つかなというふうに思います。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

前回の2月議会で島原市議会選出の方から、島原市議会の全員協議会の報告などもなされました。その中で、和解を含めてとか、あるいは単独で焼却炉をととか、そういう意見がだんだんだんだん出始めているんですね。だから、そういう意味で、やはり結論を早く出さなければいけないというふうに思うのですが、要するに現在の大型焼却炉、24時間稼働で100t以上のそういう大型炉を造るという厚労省の方針ですね、これに基づいて今広域化が進んでいる訳ですけれども、そういう中で、少し確認をしながら今後の方向性

を探してみたいと思うのですが、当時策定されました長崎県の広域化計画というのがありました。これは現在も変更なくそのまま生きているのか。その広域化計画というのは将来どういう展望を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

長崎県のごみ処理広域化計画は、一番初めに平成11年3月に策定をされております。このときには平成30年までを計画期間ということでしております。ここは県央・県南ブロックということで、現在の大村市を入れてそういうブロックの位置づけをされたということでございます。その計画の中で、最終的に平成30年には一つの処理炉にするという目標が掲げられております。これが平成21年7月に改定、5年で見直すというようなこともございますし、平成21年7月に改定をされております。枠組みとしては同じでございますけれども、の中では、平成30年までは大村市の処理炉、それに南有馬のクリーンセンター、それと当施設、この3施設で平成30年まではいくというような変更があっているようでございます。ただ、備考欄には、南有馬のクリーンセンターについては、県央県南クリーンセンターとの処理の統一化といいますか、そういうものも考慮しながら検討をその後は進めていくというような表記であったかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

次に、管理者のほうから、補助金についても若干触れられましたけれども、新しく建設する場合なんかですね。多分循環型社会形成推進交付金という補助金だったというふうに思うのですが、最近の事例を見ると、非常に財政難ということもあって、地方自治体、あるいは一部事務組合の要望に対して満額支給をされていないということがマスコミ等で報告をされているのですが、現状についてはどうなっていますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

多分ご指摘の部分というのは平成25年度の予算の件かなと思います。確

かに私どももそうでございますけれども、全国的に今、焼却炉の建替えがそういう時期に差し掛かっているということで、たしか申請額の4割程度ぐらいしか予算が確保されていないという状況でございましたけれども、年末の補正の中でその分については手だてをされたというふうに理解をしております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

ということは要望の満額獲得というふうなことですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、今手元に資料はございませんけれども、満額かどうかというのはちょっと確答を控えさせていただきますけれども、一定の予算の追加があったという事実でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

先ほど申し上げましたように、ダイオキシン対策として一斉に全国いろいろやり始めているから、大変だとは思うんですね、建替えたり何かするの。そのことを想定して、環境省か厚労省だったと思うのですが、普通は減価償却というのは20年とか30年とか50年とかそういうのが普通だと。しかし、焼却炉に限っては15年とか20年というのはかなりおかしいのではないかなというようなことで、設備の長寿命化計画を策定しなさいと。そういうふうなことで厚労省か環境省のほうからそのいろんな手引を含めて、いわゆるここでいえば瑕疵担保期間になるだろうと思うのですが、15年になる前に1年か2年前倒しをして大幅な設備の改修をして、20年、30年使えるような焼却炉にしなさいと、そういう指導がなされているというふうに思うのですが、それに対してどういう検討をされたのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、フローからストックというようなことで、今ある社会の資本なりいろんなものを延命化させながら大切に使っていこうというようなことが社会の

流れかなと。そういう趣旨のもとに、今ご指摘がありました循環型社会促進法ですか、そういうものが運用されておりました、それに基づいて私どもも建てるときの補助金でありますとか、おっしゃられるように、大規模基幹的改造を年の途中にする場合にはそういう部分もされております。そういうことでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

いろいろご答弁いただきましたけれども、要するに今の基本的な考え方からいけば、今の枠組みを変えるということは考えられないのでしょうか。いかがですか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

枠組みというのは、4市で運営しているという意味の枠組みでございます。4市で運営をしておりますけれども、南島原市については一部旧2町だけが加入されているという状況でございます。この一部事務組合というのは自治法に基づきまして設立した団体ということでございまして、議会もあると。議会にも通常の議会と同じような権限は付与されているというようなことでございます。今の状況を見ますと、先ほど議員もおっしゃっていましたが、当時は100t以上の24時間燃焼というのが、ダイオキシン対策というのがそのころには前面に出ていたということもありまして、これが一番効率的で、なおかつ、ダイオキシン対策になるということで広域化というものを進めてきたということでございまして、一部の離島とかを除きますと、そういう指導がなされてきて、ここの処理も県の計画といいますか、大もとの厚労省の計画に基づきましてやられてきたという状況でございます。一部事務組合の解散というのはルール上緩和された部分もありまして、ただし、これだけの施設の財産を持っているということになりますと、そう簡単にこっちのほうが効率的だからということでそういうことはできるかどうかということは非常に大きな疑問がございます。現実の問題として、財産の分与をどのようにするのかとか、残存価格をどのようにするのか、中継基地というのがありますけれども、それはどうなるのかとか、そういうこともありますし、一定の期間内は使わないと、要するに補助金の返還とかそういう問題も生じてくる恐れもあります。そういったことで、具体的な検討というの

は今のところはなされていない状況ということでございます。元々は大村市さんも含めた一部事務組合という考え方があったように聞いておりますけれども、そういったことで、今はそういう高性能で小さい炉でもダイオキシンを出さないということが言われておりますけれども、こういう施設というのは、なかなか造るよりも解散の方がはるかに労力も要りますし、難しい部分が出てくるというのも一方の事実だと思います。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

大体私自身は今のご答弁で考え方は整理されたのかなというふうに思うのですが、そこでまた冒頭のほうに帰らせていただきたいと思います。これからの選択肢の問題で、いわば裁判長のお墨つきを原告はもらったのですよ。私はそう思うのですよ。被告は逃れることできないと。そしたら、交渉、協議のテーブルに今のせるチャンスじゃないかなというふうに思うわけですよ。そうしないと、瑕疵担保期間以降どうするのかと。結局、J F Eはこの裁判以外にもかなり出費があるのではないかなというようなことはずっと言われ続けてきました。それが一つありますよね。

それと、J F Eの本音は、瑕疵担保期間以降は契約延長する気はないのではないかと、そんなことも言われたりするわけです。なぜかって、要するに具体的な協議のテーブルにのらないから、いろんな憶測とかうわさが飛び交うわけですよ。だから、そういう意味で、私は地裁の裁判長の和解勧告というのは一つの大きな選択肢を与えてもらったのではないかなというふうには思っているのですよ。だから、そういう意味で、やはり具体的にこれからそういうことを考えていくべきだというふうに思うし、管理者がおっしゃったように、J F E側はどっちかという、裁判を人質にこっち側との協議を引き伸ばそうというふうにしているのではないかとすら思えます。それが事実かどうかは実際に話をしてみないとわからないわけでしょう。そういう意味で、今、具体的にJ F Eとの話し合い、協議を含めて、平成32年度以降のこのごみ処理センターのあり方について協議を開始すべきではないかなというふうに私は思っているのですが、再度、相手がのってこないというのは私は妙な理屈だと思うのですよ。のらざるを得ないわけですから。裁判を無視するのかと、そういうふうなことで強く迫っていいのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

一つのタイミングが近づきつつあるなというのは事実だと思います。というのは、昨年の10月ですか、和解の裁判所の勧告がございまして、その中に、そのときに全員協議会だったと思うのですが、皆様方のご意見も拝聴をいたしましたけれども、その時点では何しろ和解というのはなかなか考えにくいと。そしてまた、何よりも、繰り返しになって申し訳ないのですけれども、32年以降の話が全く触れられていなかったということでございまして、その後の話で先ほど議員がおっしゃいます裁判長の勧告ではないのですけれども、発言があっているということでございます。今までJFEは係争中だからということを申されてきました。結審をし、判決が出るということがまた新たな事象、新たなステージにステージが変わると私は思っておりまして、そこでどうやっていくのかと。判決がありますと、それから14日間しか控訴までの期間がございせん。非常に自治体にとっては判断が厳しいです。14日間で、授權事項になっていますから、議会のご承認が要るとかいうことにはならないのしょうけれども、控訴をするということになりますと、それはそれで14日間で判断をせんといかんということは非常に厳しい状況になってまいります。ですから、その辺については、結審をすれば一つまたステージが変わるのではないかなと。結審をするともう新しい事実主張できませんから。判決までの間。3カ月とか掛かると思うのですけれども、その間は何も主張ができないということになりますものですから、そういう機会を捉えて、どうやって持っていくのかと。これまでも私からもJFEの方にごあいさつでお会いしたときなののですけれども、32年以降の話についてどれくらいの費用が掛かっているのか教えてくださいと、裁判とは別にいいじゃないですかというお願いはしたのですけれども、それは口頭です、口頭でお願いをしたと。そのときは回答なかったですね。係争中ですからただけ言われて。そういうことがずっと続いてきましたけれども、結審ができるということになりますと、先ほど申し上げましたようにステージがまた変わってくるだろうというふうに思っております。このところはやはり非常に厳しい状況が続いております。裁判も途中から何かやっばり変わってきたなというような気がします、ずっと読んでいますとですね。そういったことで、これからまた新しい新たなステージが始まっていくものというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、圏域の可燃性のごみをいかに効率よく安定的に処理していくというのが最大の目的でございますので、そこを念

頭に置きながら判断をしていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

方針転換とか選択肢の問題で非常に狭められているというようなことを含めてずっと申し上げてきておりますけれども、私はそういうある意味大胆な和解を含めてのいろんな協議に入るときに、私たち自身の腹づもりというのでも問われているような気がします。もしこれまで裁判をやってきて、今、第三次まで含めてですか、38億円ですかね、提訴したものが、もし和解条件の中で、和解の中でも触れられておりましたけれども、どっちかという、変更後覚書を土台とした和解案であったと。これが今の流れからいくと、変更後覚書を下敷きにした判決になるということはほぼ間違いないわけですよ。だとすると、そういう枠内で私たちがいわば譲歩を迫られるというような形の協議にならざるを得ないと。私はそのときに一つ確認をしておかなければいけないのは、変更後覚書についてはいろんないきさつがありました。私もまだ腑に落ちないところがあります。これだけ裁判をやって、変更後覚書ではないのだと。当初覚書を中心としたいろんな契約に基づいてきちんと損害に応じるべきだという主張をしてきたわけですが、それが変わっていくということになると、これはまだ私の個人的な見解ではありますが、それで和解が成立をしていくという過程においては、これはあくまでも私の個人的な見解ですが、変更後覚書を締結した当時の責任者の責任問題というのは必ず出てくると思います。それは議会だけじゃなくて、市民の皆さん方からもそういう要求というのは出てくる可能性があると思います。そういうものはきちんと、どうしていくのかということを含めて私たちが対応をしていかなければいけないという腹づもりは今からしておかなければいけないのではないかなと私は個人的にはございますけれども、思っています。

それから、先ほどの選択肢の中で、事務局長は非常に狭められているということだったのですが、もう一つ確認をさせていただきたいのは、今の運転はJFE以外ではできないと、そのことはほぼ100%に近い状況ということで確認していいですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

過去にも議会のほうでそういうご質問があったようでございます。それはもう間違いないと。ただし、J F E本体なのか、その子会社の今運営をされているようなものなのか、そういう部分はいろいろあるかと思えますけれども、ノウハウとしてはJ F Eしか持ち得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

いろんな情報が飛び交っている中で、私、インターネットとかなんとかで見えてきたときに、こういう契約も運転も何もかも一つの会社と、いわゆる特許をいっぱい持っているような会社と取り交わしてしまうという、そういうリスクについては、今後いろんな検討の課題のある契約方法だったという意見なんかも結構出ておりますけれども、当時は仕方なかったのかなと、やっぱりこれからの問題としてはそういうことも一応念頭におかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

それから、ここまできると、やはり市民の方々への説明責任というのは非常にタイミングの難しいところはあると思うのですが、そろそろ裁判がどうなっているのかということのいろんなそういう、4市それぞれあると思うのですが、議会はもちろんですが、市民の皆さん方へのきちんとした説明というのはもうそろそろそういう時期に来ているのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、市民への説明会を開くべきではないかというようなご趣旨のご質問だったかなと思っております。この分については、現在の状況はご存じのように、非常によく運営が順調になっているという状況で、用役費についても低減をされてきているという状況でございます。そういう状況の中で、現在、裁判を運営者とやっているという状況の中で、いろんな説明できること、できないこと、そういうこともございますので、そういう分については、現在のところ、説明会という分については考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5 番（田添政継君）

1 点目、2 点目については、今非常に重要な岐路に掛かっているような気がいたしますので、これからも私たちにも責任があるわけですから、管理者の方々と一緒に知恵を出し合って、この問題の解決に当たっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 点目に入ります。

ホームページについて、アクセス状況、例規集はどの程度掲載されたりとか、お知らせコーナーの充実ということでご質問をさせていただきたいと思ひます。ご答弁をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

当組合のホームページについてのご質問でございます。

まず、アクセス状況でございますけれども、本組合のホームページについてはアクセスカウンターと申しますか、見られたときのカウンターがついていないという状況でございますので、それについては把握ができておりません。

また、次に例規集の掲載でございますけれども、この分につきましては、平成24年ですかね、今、組合の規約、それに施設の設置条例、それに余熱利用施設、要は市民の方の関心があられるような条例については既に掲載をいたしております。

それと、お知らせコーナーの充実についてでございますけれども、このページについては、毎週データの更新をする際、お知らせを行っておりまして、皆様からのご意見を参考にしながら、より充実をさせていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5 番（田添政継君）

カウンターは一つのバロメーターなんですよね。どこの議会、行政にもホームページにはついていると思ひます。私も時々チェックします。諫早市も年間何十万人、70万人か80万人のアクセスぐらいあるのだらうと思うのですが、そういうことを含めて、余り費用が掛かればそれはそれでどうかなというふうに思うのですが、カウンターがついていないので全くわからな

いと。どれくらい市民の方々が見ておられるかというのがわからないということですね。

それと関連するわけですけど、情報公開条例、これは何年に設置されて、今このホームページに掲載されているかどうかについてお尋ねします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

アクセスカウンターについては費用がどれくらい掛かるかというものをちょっと調べながら総合的に効果も兼ねて判断したいと思っております。

それと、情報公開条例につきましては、昨年８月議会ですか、新規に条例をお願いして、個人情報保護条例ですね。情報公開条例はたしか２０年でございます。ただ、この分については、昨年８月議会で一部改正をして、個人情報保護条例を作ったと。また、今年の２月については、設置条例の手数料条例も改定をいたしております、こういう市民の方に関係が深い部分については、現在、ホームページに載せるように準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○５番（田添政継君）

その中には、今、大変問題になっておりますが、覚書等は含まれますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

現時点でおっしゃられるような事務の中の一資料をそのホームページの中で公開するという分は、現時点は考えておりません。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○５番（田添政継君）

基本的な考え方として、この変更後覚書について例えば申し上げれば、私たち議会も含めてなんですけど、市民の皆さん方も３年ぐらい知らされていなかった、そういう資料があったということ自体を知らなかったと。これが後で大問題になるわけですよ。だから、申し上げたいのは、情報公開を原則

行うのだと。これは各自治体そういう姿勢に今なっていると思いますよ。だから、そういう立場で、できるだけの情報をホームページの中で公開すると。そういう姿勢を市民の皆さん方にこういうことをやっていきますよ、こういう資料が、条例規約がありますよと、そういうことをできるだけ知らせるようにしていただきたい。

そういうものと少し関連するのですが、お知らせコーナー、これも私、びっくりしたんですけどね、こんな組合議会がいつありますとか、これこれ議案がこうです、一般質問はこうですと、そんなことが全くホームページに載せられていない。市民の方々は今の裁判の状況とか、組合議会で何を話されているのかとかいうのを傍聴に行きたくてもそういう情報すら与えられていないというのが現状なのです。だから、お知らせコーナーとかでそういう最低限度市民の皆さん方に公開するような資料というのはぜひ公開をしていただきたいと。とりわけこの定例議会ですね、これは当たり前だと思うのですよ。いかがですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

できるだけ、他の一部事務組合なり、いろんなホームページも私、見させていただきましたけれども、やはりある程度私ども組合はごみの焼却という分に特化した組合でございまして、他の分についても、それぞれその分でされているところもございます。ただ、言われるように、いろんな情報もあるところも確かに一部ございます。そういう部分も含めながら、今ご指摘のあった議会の分については、議長にも判断を仰いでみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

よろしくお願いします。

4点目に入ります。

ごみ収集車搬送ルートについて。地元との話し合いの進捗状況、タイムリミットはどのように考えているか、2点お願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ごみ搬送ルートについては、現在、大型車の運行については往路、復路、こっちの農免道路ですかね、そちらのほうを通っていると。それを一部こちらのほうの中山東線ですか、そちらのほうに移行できないかというようなものがございまして、過去に地元にもお話しした、ご理解をお願いした経緯もございまして、そのときにはこれまでの経過もございまして、そこまでは至っていないということでございます。その後、私どもは昨年１１月ですか、ずっと現状の把握ということでそれぞれ交通量をまた調査したりというようなことで準備はしておりますけれども、今ちょうど組合のいろんな分岐点といいますか、いろんな判断を伴って、その後、地元にもお願いをせんばいかんような話もございまして、今はタイミングを少し見させてもらっているというところでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○５番（田添政継君）

裁判等の関係でいえば、それはそうだと思うのですが、まず基本的なところを確認しておきたいと思うのですが、搬送ルートの一部を変更するような話し合いをしているということを今おっしゃいましたけれども、元々はそうじゃないんじゃないですか。結局、福田町の中山の裏に造られた道というのはごみ搬送路じゃないのですか。あそこは大型車を含めて搬送させるということじゃなかったのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

中山東線は帰り、復路の道路として整備をされております。中山線が来るときの往路で、パッカー車等が来られて、復路が中山東線に、要は循環式の搬送ができないかということで元々計画をされたというふうに私は理解しております。今回、大型車については、その復路といいますか、その分をパッカー車と同じように中山東線のほうに振り分けられないかと。同じように循環方式にできないかというようなご提案を申し上げたというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5 番（田添政継君）

じゃ、往路はどうなるのですか。往路は今、御手水とか含めてあの道を通っているでしょう。あれはそのまま、帰りだけこっちに移すというふうな話し合いをされているのですか。そうじゃないでしょう。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私が理解しておりますのは、そういうような循環方式で復路の分を中山東線にということで話をしたというふうには報告を受けているところでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5 番（田添政継君）

管理者がずっとかかわってきておられて、非常にお詳しいのだらうと思うのですが、そのとおりなのですかね。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

私もこの組合の稼働をした平成17年はそういう役職にもいなかったものですから、詳しくは存じませんが、中山線ですね、中山線が往路で、復路が中山東線じゃなかったのかなど。その循環方式というのが当初の計画であったというふうに私は理解をしております、多分そういうことがこれまでも言われてきたのだらうというふうに思います。ただ、中山東線については、地元のご納得が今まだ行われていないということで、また説明会といたしますか、お願いをしてみようかというふうに思っているところでございます。当時とはまた状況が変わっております、当時は長田バイパスもありませんで、搬入のルートというのも今の諫早市域は全部パッカー車なので直接搬入でございました。あと、島原半島の3市の分については、中継基地で一回アームロール車に積みかえまして、圧縮等を行って、積みかえて搬入するというところでございますから、当初の平成17年ごろとは状況が少し変わっておりますので、その後も説明会という形で行っているのですが、ご理解を得られていないという状況でございます。これはもう粘り強くやるしかないなというふうに思っております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

原則をちょっと確認しておきたかったのです。そういうことをいろいろな事情があつてなかなかうまくいかないということなのですけれども、私も御手水のほうの道は何回も通ったことがあります。やっぱりカーブから突然パッカー車が来たときなんかは怖いんですよ。かなりぎりぎりのところですね。違つたりとかして、たまたま交通事故がないのかなと思つたりもしますので、福田町の皆さん方を始め、非常に地元の方々も苦慮はされているのだらうと思うのですけれども、引き続き事務局を中心に粘り強い話し合いをしていただいて、何とか了解をもらえるようにご努力をいただければというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村川喜信君）

一般質問を保留し、しばらく休憩します。午後1時再開いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、9番上田議員。上田議員。

○9番（上田 篤君）

9番、雲仙市選出の日本共産党の上田篤です。私は質問項目を2項目出しておりましたが、先ほどの田添議員の質疑で2項目については理解できましたので、取り下げをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（村川喜信君）

はい。

○9番（上田 篤君）続

それでは、質問の第1についてお尋ねします。

第1は、クリーンセンターから出る副産物についてです。これまでも議案質疑などで取り上げてこられましたけれども、私も幾つか疑問に思う点がありますので、お尋ねをします。

議論の前提として、平成25年度の副産物にかかわる諸資料を説明してもらいたいと思います。副産物の種類、その産出量、販売価格、単価と金額、販売の相手先などはどうなっていますか。また、販売経費などもあればお願いします。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

上田議員のご質問にお答えを申し上げます。

副産物の件でございます。副産物の販売、それから種類、その産出量、販売価格についてお答えを申し上げます。

まず、この施設におけるごみ処理の過程で発生をいたします副産物の種類でございますが、スラグ、メタル、硫黄、工業塩、金属水酸化物がございます。この5種類の副産物の発生量についてでございますけれども、25年度実績で申し上げますと、スラグが5,534.83t、硫黄が62.06t、工業塩が980.80t、金属水酸化物が943.23tでございまして、メタルは1t未満ということになっております。

次に、副産物の販売価格と販売の相手でございますけれども、この施設の運営に当たりまして、JFEエンジニアリングと交わした性能保証に関する覚書や副産物取り扱い業務に関する覚書の中で、副産物ごとに1トン当たりの単価を定めまして、同社が全量購入するものとして現在に至っております。単価は消費税及び地方消費税抜きの価格でございますけれども、1トン当たりスラグとメタルは各100円、硫黄と金属水酸化物、工業塩がそれぞれ100円でございまして、平成25年度の実績は全体で60万2,011円の販売収入となっております。

続きまして、副産物の販売に掛かる経費でございますけれども、先ほどの性能保証に関する覚書や副産物取り扱い業務に関する覚書の協議によりまして、生成した副産物を適正に再資源化し管理することを目的に、副産物資源化管理業務といたしましてJFEエンジニアリングに委託をしているところでございます。業務の主なものは、副産物を引き渡すまでの品質管理や出荷調整、資源化先までの搬送管理などございまして、平成25年度は1,522万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

今、副産物、5種類、メタルは1t未満ということでしたけれども、この副産物ですね、具体的にどのように利用されているのか、それはわかりますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

副産物の利用ということでございます。まず、一番多いスラグでございますけれども、これはアスファルト舗装の混合剤や土木用の資材というようなことで利用をされてきております。また、メタルについては、銅、鉄等への再資源化、それと工業塩につきましては、凍結防止剤的な使用はされております。あと、金属水酸化物につきましては、亜鉛、鉛、そういうものに再資源化する。硫黄につきましては、硫酸の原料になるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

説明を聞いて大体わかりましたけれども、それぞれ副産物、非常に利用価値が高いというようなものだと思いますけれども。単価が100円とか。10円とか、非常に安いような気がするのですが、これは適切な値段なのか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

販売の価格につきましては、例えば、スラグにつきましては、同じようなところも調査しておりますけれども、大体どちらもトン当たり100円というような格好で処分をされているというふうに聞いております。

また、のちのその分につきましては、その単価自体、そういうものを再資源化できるとか利用できるところが非常に少のうございますので、こういうような単価で今回私どもの資材については処分をしているということでございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

よそを調べたということですが、例えば、どういうところを調べてそういうよその100円ぐらいとか10円ぐらいとか言っているのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

スラグについては、県内の同じようなこういう焼却の施設を管理されているところに聞いております。ただ、この他の分、メタル、工業塩、金属水酸化物、硫黄ですか、こういう分については方式によりまして、私どもはサーモセレクトで、お話があつていとおり、最終処分場が要らないような、そういうような性能を備えて、そういう再資源化できるような状態で最終的に出てくると。通常は例えば、焼却灰でありますとか飛灰とか、そういう分になりますとこれは産業廃棄物ということで最終処分場かそういうところになければいけないと決まっていますけれども、私どもの施設については、そういうのをさらに再資源化できるような状態で出てくるということでございまして、なかなかこういう施設はご承知のように全国的には余り例がないということでございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

こういう施設はですね、今さっき何か資料もらいましたけれども、全国でも6か所しかない。そして、ほとんどをJFEが関係していると聞いていますけれども、それでJFEで大体統一した値段を出しているんですかね。そういうことですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

具体的にその他の5施設ですか、そこでどういう単価の設定をされているかというのは、すみません、今現在手元にございませんので、少し——と思います、すみません。（「はっきり」と言う者あり）すみません、ちょっと確認が今できておりません。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

ぜひ確認して教えてくださいませんか。よろしくお願いします。

その副産物の中の一つであるスラグですが、最近、有害スラグというのが問題になっていると、そういう記事を見たのですよ。スラグに含まれるフッ素によって中毒症状を引き起こすとか、あるいは強アルカリ性によって植物

を枯らすことなどがあるというような中身だったんですね。この記事にあったスラグというのは鉄鋼スラグといいまして、製鉄所から出るスラグらしいんですけども、ここの施設から出る廃棄物、溶融スラグとは少し違うかもしれないけれども、そのような情報を聞いたことはありますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、私ちょっとその分については不勉強でございます。ただ、当組合で産出をしておりますスラグについては、この分で、例えば、基準に満たないとか、そういうことは聞いておりませんので、有効に利用をされているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

このスラグは具体的にここから出て、どこかに運んで、そこで加工をして使っているのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

スラグにつきましては、協定なり契約に基づきまして、ここの施設まで取りに来ていただくということでしております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

ここにとりに来て、それから先はどこか持って行って加工するわけですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

スラグを利用して、先ほど申しました、例えば、アスファルトの混合資材として利用するとか、そういうところでは、アスファルトのプラントのところに持っていかれて、そういうふうに工場で使われているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

一般的にそういうことをやって、具体的にここから、例えば、どこか北九州とか、そういう施設に持っていくということでは、それはわからないのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

スラグにつきましては、県内の事業者の方が使用されているということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

それでは、ここから出たスラグは、直接ここからコンクリート製品を作る会社なりに持っていく訳ではないということですね。そういうことで、売ってしまえばよそに行って利用されるわけで、直接この施設には関係ないと言われるかもしれませんが、何か問題が発生した場合ですね、さっき言ったような中毒症状とか、そういうことで枯れるとか、それが発生した場合は、このクリーンセンターについても責任を問われるのではないですかね。どうなのでしょう。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

例えば、機械でありますと、製造者の責任で法律で規定されたりというようなことはあるかと思えます。ただ、私どものスラグの分でどうというような事故の対応なり、そういうものでもまた違うと思えますけれども、その分については、すみません、今ここで明確に確答できるだけの知識を持っておりません。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

いろいろ見ておりましたら、かなり古いあれですけども、平成15年12月に長崎県のほうで作った長崎県溶融スラグ有効利用指針というのをちょっと見つけたんですよ。ここにいろいろ書いてありまして、関係者の役割ということで書いてあるんですけども、溶融スラグ製造者、これはこのクリーンセンターに当たるかどうかちょっとわかりませんが、製造者は一般廃棄物等から製造した溶融スラグについて、これが土木資材等として利用されることへの社会的責任を第一に認識し云々と、溶融スラグの品質の保持に努めるものとするなど書いてあるんですね。ここでいう溶融スラグ製造者にこの施設は当たるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、私、資料が手元にございませんですけども、今お聞きした中では、確かにこの施設でスラグを製造しているというのは間違いございませんので、多分その製造者に当たるものとは推測はいたします。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

製造して、その品質管理等については全てJFEにお任せという状態が今ですかね。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

実際にスラグの性質についてはJFEのほうで管理をされております。そういう中で問題があるような物質なり、そういうものがあれば、JFEとしても処分をされたりとか、そういうことでかわりを持っておられますので、そこで何らかの不具合なり事故が発生するということになればJFEにも責任は当然あるかと思いますので、その分については信頼していいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

そしたら、品質管理については、J F Eから定期的に報告なんかあっているのですか、どうですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

定期的に報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

定期的というのは、大体何カ月置きぐらいでやるのですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、その分についてはちょっと調べさせていただいて、後もって答弁させていただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

上田議員、答弁を保留させていただけますか。よろしいですか。上田議員。

○9番（上田 篤君）

はい、わかりました。じゃ、ぜひそれははっきりさせてください。

それと、同じくこの熔融スラグ有効利用指針に、市町村の役割として自らの公共建設工事等において積極的に利用促進に努めるものとするところはあるわけですが、これは今でもこの指針というのは有効なんですね。その辺わかりますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

このご指摘の指針がちょっと調べてみないと確答できませんけれども、過去に当組合もスラグの利用につきましては管内いろんな、例えば、県の担当部署でありますとか、そういうところにスラグの利用促進をぜひお願いしますということで組合のほうからも回ってお願いした経過もございますので、多分そういう指針に基づいてお願いしているものと思います。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

年間5, 500tぐらいスラグが出ていて、なおかつ、市町村では大いに使ってくださいということで今使われているわけですね。それで余計に、さっき言ったような有害スラグの問題がないように私はしっかりと取り組むべきだと思うんですね、その品質管理についてもですね。その点最後をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

このスラグ、今スラグの分析ということで年に4回調査をして報告をいただいているという状況でございます。確かに私どもから出ていきますいろんな資材につきましては、当然責任の一端は我々組合にあるものと思いますので、法令に適して、なおかつ、安全に対応できるように、ぜひ今後も運用をJFEのほうと一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

以上で終わります。

○議長（村川喜信君）

これにて通告されました一般質問は全て終了いたしました。

次に、日程第6に入ります。

議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきましてご説明申し上げます。

本案は本年4月1日に施行する必要があるため、地方自治法第179条1項の規定に基づき、県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条

例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、概要でございますけれども、平成24年8月8日の高齢職員の昇給抑制に関する人事院勧告を受け、国においては、平成25年6月に改正され、一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき、平成26年1月1日から55歳を超える職員の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給抑制措置が講じられたところでございます。また、地方公共団体においても、総務大臣から国家公務員の改正内容を踏まえ必要な措置を講ずるようという要請があり、このため本組合の一般職員の給与について55歳を超える職員の昇給制度の改正を行ったものでございます。

本日配付しております参考資料でご説明を申し上げたいと思います。お手元でございますでしょうか。

1の概要には記載のとおり、55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り、標準の勤務成績では昇給しないということでございます。これまでは2号俸標準の成績では昇給をしていたということでございます。

2の対象者でございますけれども、平成26年4月1日現在での本組合における該当者数等を記載いたしております。

最後に、本条例は平成26年4月1日から施行いたしております。

以上、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。5番田添議員。

○5番（田添政継君）

参考資料のほうですが、一般職員というふうに記載してあるのですが、ほかに職員というのはどういう職員がいらっしゃるのかということと、それから新旧対照表の中で、特に成績良好である場合というふうに限られているんですけど、これは勤務評定表とかなんとかいうのはあるのですか。どういう査定をされるのか、特に優秀というのがよくわからないのですけど、そこら辺についての説明をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

組合の職員、一般職、それに臨時職員がございまして、嘱託等もございま

す。またそういうことで、その中の私ども一般職員という範疇でございます。

それと、勤務の評定ということでございます。この分につきましては、私ども職員、この事務所にありまして、最終的に私が業務なり事務を全て把握しておりますので、私のほうで勤務を評定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

何らかの基準がないと、言い方はおかしくなるかわかりませんが、事務局長のさじかげんで決められるということだってあるわけですよ。やっぱり勤務評定というのはこういう評価基準があって、その中で特に優秀であるとかそういうところが、例えば、業務の種類に応じてとか、勤務態度とか、そういう評価の基準がないと、事務局長がかわればまた評価が変わったりとか、そんなことがあったりしたらおかしいというふうに思いますので、特に優秀だというふうな、そういう基準というものは必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

失礼いたしました。人事の評価というのは、例えば、能力評価と業務評価がございます。そういう部分の中で、能力評価については職員の勤務中の行動、そういうものを照らして評価する。業務評価につきましては、業務に関する目標を定めると。その中でそれが達成されているかどうか、役割と、そういう部分で幾つかの、例えば、企画力であったり、日ごろの勤務も同じでございますけれども、評価の項目があるかと思います。そういう部分に照らして、特にというのは通常良好な分で通常でございます、これより例えば、言うてみれば、役職的には一つ上の考え方であったり対処の仕方を持っていると、そういう分が特にというような感じでやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長（村川喜信君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第8号は、これを承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村川喜信君）

起立多数であります。よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「平成25年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第9号「平成25年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策の成果説明により、平成25年度の決算概要をご説明申し上げます。併せまして決算書のほうもご覧いただければと思います。

成果説明書の5ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。決算書は1ページから4ページになります。

成果説明書5ページの下段でございまして、7、平成25年度決算収支の状況の表中、25年度の欄をご覧いただければと思います。

平成25年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入額が33億400万4,226円、歳出総額が31億5,159万9,703円となり、歳入歳出差引額は1億5,240万4,523円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額で、前年度に対し59.4%の減ということとなっております。

続きまして、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

成果説明書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。決算書は9ページから12ページでございます。

成果説明書6ページは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額の比較でございます。中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は過去5年間ににおける歳入決算額の推移をグラフであらわしております。

中段②の款別決算額前年度比較でご説明をしたいと思います。

まず、1款でございます。分担金及び負担金は構成4市からの分担金で、前年度と同額の27億円でございます。なお、構成市別の内訳につきましては、決算書の10ページ、備考欄をちょっと見ていただければと思っております。

次に、2款。使用料及び手数料でございます。1項。使用料は、組合所有地の電柱等の敷地に伴う行政財産の目的外使用としまして2万円の収入となっております。2項。手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれる一般廃棄物処理に掛かる手数料で、家庭系及び事業系ともに有料ごみが増加をいたしております。前年度比約1,431万8,000円、率にしまして7.4%増の2億804万4,000円の収入となっております。1項、2項を合計いたしますと2億806万4,000円となっております。

次に、4款。財産収入でございます。全て基金の預金利子で3万7,000円でございます。預金の利率については0.02から0.025%程度ということでそこまで下がっております。前年度比2万7,000円、42.2%の減少ということでなっております。

内訳につきましては、決算書の10ページの備考欄をご覧いただければと思います。

次に、5款。繰入金でございます。裁判に掛かる損害賠償の拡張請求に伴う財政調整基金からの繰入金で571万円でございます。前年度比805万2,000円、58.5%の減となっております。

次に、6款。繰越金でございます。平成24年度からの繰越金で、前年度比15%増の3億7,522万9,000円となっております。

次に、7款。諸収入でございます。1項。組合預金利子は、歳計及び歳計外現金等の預金利子として21万8,000円、2項。雑入は、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金や余剰電力販売料、副産物売り払い収入など1,474万6,000円となっており、預金利子及び雑入を合わせますと前年度比1.3%の減、1,496万4,000円となっております。なお、雑入の主なものにつきましては、決算書の12ページ

中段の備考欄に記載をいたしております。

なお、不納欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

成果説明書の８ページ、９ページをお開きいただければと思います。決算書は１５ページから２２ページでございます。

成果説明書８ページは款別の説明、９ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去５年間ににおける歳出決算額の推移をグラフであらわしたものでございます。

中段②の款別決算額前年度比較でご説明をしたいと思います。

まず、１款。議会費でございます。議会費は組合議員の運営に掛かる費用で、平成２４年度までしておりましたごみ処理施設に関する調査特別委員会による調査等の活動が終了したことから、決算額は前年度比７７．２％減の７４万円となっております。

上段①の予算額に対する執行率につきましては、各構成市の選挙に伴う臨時会などに掛かる経費を見込んでいたことにより２３．３％となっております。なお、不用額の主なものとしましては、議員報酬及び費用弁償並びに議事録作成に伴う事務的委託料の執行残でございます。

次に、２款。総務費は組合の管理運営に掛かる経費で、職員の給与、事務所経費、訴訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。平成２５年度は係争中の裁判に係る拡張請求等や財政調整基金の積み立てを行ったことから、決算額は前年度比３１３．７％の増の２億８，４９３万円で、上段①の予算に対する執行率は９８．１％となっております。不用額の主なものは、給与の臨時特例による減額分の給料や職員手当などでございます。

次に、３款。衛生費でございます。施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理や熱利用施設に掛かる費用で、平成２５年度はＬＮＧ燃料の価格の予想を超えた高騰や、電気料金の値上げにより用役費用が必要となったことから、決算額は前年度比で４．６％増の１５億１，３５６万２，０００円で、上段①の予算に対する執行率は９３．７％となっております。不用額の主なものは、給与の臨時特例による減額分の給与や職員の手当の執行残、運転管理業務や点検整備補修業務の入札執行残などでございます。

このうち９ページの中段②、余熱利用施設につきましては、指定管理料として昨年と同額の１，０００万円を指定管理者に支出しておりますが、その他の経費として、のんのこ温水センターの水道使用料及び経年劣化に伴う修繕費等の増により前年度比８．９％の増の２，７１７万４，０００円となっ

ております。

なお、成果説明書の10ページには用役費の前年度比較及び平成21年度以降の推移を記載いたしております。また、11ページ上段には人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をいたしております。

次に、4款。公債費でございます。成果説明書の12ページから13ページに9、地方債の状況を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

公債費は組合が発行した地方債に掛かる償還金で、平成21年度をピークに緩やかに減少しており、決算額は元金12億4,552万2,000円、利子1億684万6,000円で、合わせまして前年度比0.1%の減、13億5,236万8,000円になっております。

13ページの③公債費の推移をグラフ化したものは上段が総額、次の段の(1)一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限が平成31年度までとなっております。その下の段の(2)一般単独事業債は余熱利用施設に係るもので、償還期限は平成32年度までとなっているところでございます。上段③の総額のグラフを見ますと、平成27年度までは毎年13億5,000万円程度の償還でございましたけれども、28年度以降は当初借り入れた起債の償還が順次完了し、平成32年度をもって現在借入を行っている起債の償還は完了する見込みでございます。

なお、下段④には、地方債現在高の推移を掲載しております。

恐れ入りますけれども、8ページ、9ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

最後に、5款。予備費でございます。充用する案件がなかったため、予算額1,000万円、全て執行残となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月22日に監査委員によります決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいているところでございます。

以上、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。質疑は歳入歳出それぞれ3回まででございますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。12番馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

この12ページの副産物、今、上田議員が取り上げられたわけでございますけれども、ここで副産物の売上高が60万2,011円ということでございます。決算書で見ればマイナス18万6,000円、約1.2%の減額になっております。ごみ量を見れば、ごみ量は増えているんですね。2.8%増加で約2,500t増えております。副産物が減ったと、売上高が減ったという要因は何でしょう。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

副産物の販売収入につきましては60万2,011円ということでございます。前年度につきましては59万2,289円ということでございまして、対前年比は9,722円増ということになっているところでございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ごみ量は昨年度それが2.8%増えているんですね。約2,500t増えているのではないかなと思います。ごみ量が増えた中に副産物の売り上げは逆に落ちているということは、性能がよくなったのか、それともそういうメタルとかなんとなかが出るのが少なかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

数量で申し上げたいと思います。数量では、副産物全体で前年度24年が7,251.93t、25年度、この決算でございますけれども、7,520.92t、その分が増えているということでございます。

以上でございます。——すみません、金額も増えていると。処理量も増えておりますし、金額も増えているということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。1 番永尾議員。

○1 番（永尾邦忠君）

16 ページなのですが、下段のほうで、裁判に掛かる分ですが、事務費についてが865 万円ぐらい出ていますけれども、6 年目を迎えるということで、この事務費及び弁護士料の今日までの累計が大体どれくらいになるのか教えていただければと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

訴訟代理の費用ということで、そういう着手金の分で1, 785 万円でございます。その他に実費ということで、例えば、専門的な意見書を書いていただいたりとか、アドバイスをもらったりとか、そういう分と、実際の旅費ですね、掛かった旅費、そういうものが338 万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1 番（永尾邦忠君）

すみません、確認ですけど、6 年間の累計でその金額ということでよろしいですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これまで全てを足しますと、例えば、申し立て手数料等もございますので、そういう部分を足しますと3, 038 万円になります。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1 番（永尾邦忠君）

すみません、ちょっと1 回損したような気がしますが、わかりました。

じゃ、次、お聞きしますけれども、18 ページですが、用役費について、説明書の10 ページのほうにも記載されております。LNG、電気、水道、3 つ上がっておりますが、用役費についてはこれだけなのか、それともほかに何か薬品等々も用役費の中にあるのかということと、それから電気のことですが、電気代1 億7, 400 万円、余剰販売が42 万7, 000 円という

ことなのですが、そもそもこれについては、ちゃんとした能力を発揮していないというふうなことだと思うのですが、もしこれをちゃんとした能力を発揮するような発電装置にするとするならば、どれくらい掛かって効率的に運用できるのかということをお調べになったのでしょうか。ちょっとこれは元々電気代は掛からないというお約束で造ったはずなので、この金額、1億7,400万円の電気代はいかがなものかと。できればこれも少し減らしたいと。我々議員というのは運営、それから運転をチェックするのも一つ、それから、それぞれの市の分担金もなるべく押さえるという、そういう仕事もしなければいけないというふうに思いますので、効率的な発電ができるのであれば、そういう検討をされたかどうかお知らせいただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、用役費のほかにあるかということでございます。どのような用役費をとるか、名前を呼ぶかというのがございますけれども、現在、運転管理の分でJFEに委託しております3億1,000万円ですか、年間しておりますが、それは人件費と、その中に薬剤費も入っております。そちらのほうがあって、ここで上げております用役費は組合のほうで予算措置をして支出する分ということでございます。

それとあと、発電の性能ということでございます。発電については、当初17年、18年、19年、非常に使う量も多うございました。そういう中で発電もしておりますけれども、19年の改良改善工事の中で一定されまして、20年からはある程度の発電なり、使用量の抑制と発電もある程度順調にしているというような状況でございますけれども、ご指摘のように、例えば、2,000kcalで8万665tを処理する場合の、ごみカロリーに関係しますけれども、その場合は発電量と実際の使用量が同じになってゼロになりますよというような変更覚書の中でそういう記載もございます。ただ、それは実際のごみカロリーのですね、要はごみカロリー、2,000kcalという分と、あとは処理の量、そういうものが絡んできて、今その分を裁判で争っているというようなことでございます。

以上でございます。（「事務局長、用役費の分まで、金額的な説明は」と言う者あり）用役費の金額につきましては、LNGが平成25年度で、決算額が3億8,314万5,000円、電気料が1億7,684万円、あと水道ですね、水道がこれは上水でございますけれども、72万7,000円とい

うことでございます。LNGについては、処理量は増減のところを見ていただければ40tしか増えていないのですけれども、単価が昨年はトン当たり9万8,000円だったものが非常に高騰いたしまして、昨年の25年度は11万8,000円まで値上がりしているということで、ほとんどはその値上がり分がこの増の分ということでございます。電気料金につきましても、単価が24年は16円強でございますけれども、27年は17円という、これは総額を使用電力で割った数値でございますけれども、単価も上がっておりますけれども、実際の使用分も上がっているということで、これは処理量がさっきからございますとおり搬入量が2,300t増えております。そういうものも関係して、LNGはほとんどそれでも上がっていない、電気は上がっているというような、ちょっとちぐはぐといえますか、そういう状況はございます。

以上でございます。（「薬品等はなかった」と言う者あり）すみません、薬品の分が全体で3億1,000万円ぐらいだと思います。運営費込みですね。含まれておりますもんですから、すみません、ご勘弁いただきたいと思っています。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

いや、結局、瑕疵担保終わった後にどのようになるかという部分も含まれてくるので、少しその辺は研究していただければなど。もう今日は聞きませぬけど。3回しかありませんので。

もう一つは、今、LNG等の単価も上がっているということで理解はしていますけれども、なるべく教えていただければというふうに思います。

もう一つは、3問目ですが、財政調整……

○議長（村川喜信君）

永尾議員、申し訳ございません、もう今4回目になります。

○1番（永尾邦忠君）続

4回目になった。わかりました。

○議長（村川喜信君）

ほかにございませんか。12番馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

くどうですけれども、また副産物の件でございます。これは運転費の中に業務委託をされていると思いますけれども、経費の中で60万2,01

1円を生み出すために1,522万円掛かっているということでございますけれども、スラグはもう直接とりに来ていただくということで経費は掛からないと思いますけど、あとのメタル、それに金属水酸化物、それに工業塩など、どこか遠くに運んでいるということで、それぞれの経費は何でしょう。

JFEが品質管理もするし、搬送料も払うということですけど、その1,522万円の経費の内訳ですね。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この業務につきましては、先ほど管理者のほうからも説明がありましたけれども、スラグを除く分について、例えば、工業塩については福井県、山口県、九州管内、それと金属水酸化物については福岡県でございます。硫黄については和歌山県ということで、それぞれそういうものを再資源化なり活用できる、そういう施設に運搬をするとともに、質の管理、搬入先の調整、そういうものを業務としてこの副産物資源化管理業務をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

この業務については、額、その中身、具体的に、例えば、搬送料が幾らとかいうような部分ではございまして、そのトータルの中でこの1,500万円余をお願いしてきております。この分については、裁判でも要はこの価格、元々たしか提示価格は900万円ぐらいでした。そういう中で、裁判の中でもその差額を争っているという状況でございまして、細かい分についてはないということで、業務としては副産物の品質管理、資源化先との交渉調整、副産物の在庫出荷管理、出荷調整、フレコンバックの手配と管理というようなものを合計してそういう額ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

やっぱり経費というのはいろんな経費の積み重ねで出てくると思うんですよね。品質管理に幾ら掛かった、出荷調整に幾ら掛かって、それと運送料が幾らだからといって積み重ねで請求が来ると思うんですよね。それを合計したら1,522万円掛かりましたよと。何が幾ら、何が幾ら、何が幾らで1,522万円、こういう説明がなかったら払うべき金はちょっとおかしいので

はないかなと思いますけど。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、私の勉強不足でございます。手元にないということで、ちょっと書類をとりにいかせたいと思います。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

答弁を保留させていただきます。どうぞ。

○12番（馬渡光春君）

続けて。やっぱりそういうこともJFEの言いなりというかな。場所も和歌山県とか福井県とかどこどこ。もっと近くで処理できる。この施設のうたい文句は、再資源化し、これらを売ることができますよと、収入が大きくなりますよとか、今、永尾議員も言われたように電気が売れますよ、余った余剰電気は売れますよといううたい文句でこの施設は宣伝があったわけですね。自転車も溶かしますと。ごみが足りませんと。300tを24時間稼働すればごみは足りませんよといううたい文句でこれは宣伝があったんですよ。それで、1,500kwの発電機を5基つけて7,500kw。しかし、買うのは1億7,000万円購入しているんですよ。売るのが42万7,000円。何かちょっとどうしても計算が合わないような。これで電気の42万7,000円はどういう形で余ったから売ったんですかね、どういうあれが。1億7,000万円、25年度は掛かっているんですよ。そのうちの42万7,000円が売電だということで、とにかくこの施設を造るときの条件と全然違うような、本当に宣伝文句が逆に負担になっているというのが現実じゃないかなと思っているんですね。その42万7,000円の売電の根拠は何でしょう。

それともう一つ、もう最後ですので、能力が1,500kwを5基設置されていますよね、発電機はですよ。これはその能力を全部発揮しているのかどうかですね。発揮しているならば何年ぐらいから、今のそのうたい文句の1,500kwの5基の何%ぐらい、何十%で今されてその能力を発揮しているのか、それとも発揮していないのか。1,500kwの5基といたら大きな金ですよ。今、太陽光かれこれで大きくなっておりますけれども、どのようになっていますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、私どもで発電した分を売るようなケースでございます。これは今ご指摘のあったとおり、発電機1,500kwを5基備えておりまして、通常、今現在は5基のうち、5基を順次回しながら運転するわけですが、大体4基は発電できているという状況でございます。そういう中で、実際にその時々の使用電力量と発電量がございまして、使用電力量の内数で発電をする場合には売電は発生しておりません。ただ、瞬間的と、時間にもよりましようけれども、ごみ質とかガスの濃度、そういうものも関係すると思いますけれども、ある時点では使用量を超えて発電する場合がありますということで、この使用量を超えて発電した分がそのまま売電になるということでございます。そのお金がそういう額になっているということでご理解をいただければと思います。今申したように、発電機5基ございますけれども、現在、4基は常時発電をできるような状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにございませんか。5番田添議員。

○5番（田添政継君）

監査委員の方の決算審査の中で、総括的な意見として、今後は施設の経年劣化に伴って維持管理費の経費が増加することが懸念されるというふうに総括意見として監査委員さんのほうから指摘がされております。このことについてでございますけれども、確かにこれからいろんな必要経費が増加していくのだろうというふうに思うのですが、財政調整基金も2億円程度しかない。そうした中で、これからこの施設が経年劣化に伴ってどういうふうな経費の増がいつごろ見込まれるのか、そこら辺を計画的に改修を含めての計画とかいうのはもう既に見通しが立っているのかどうか、ただまだ受けとめている段階なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私どもこの運営については、先ほどからご議論いただいているように、15年の瑕疵担保ということで今JFEと覚書を結んでいる。その中で運転費と整備、補修の分については、3年間で10億8,100万円としている、そういうような額があります。これがごみ質でありますとか物価の変動、そ

ういうものがあれば20%を増減できるという規定に今なっております。ですから、本来であれば、もう10年経つわけですから、基本的には機械の個々の部品でありますとか、いろんなところに費用がかさむような時期だろうと思いますけれども、当施設はその覚書によりまして、額については、現在のところ、ずっとそのままの額で15年の分はいけるのだと。ただ、先ほども申したとおり、2割、いろんなごみ処理量の問題、単価の問題、物価の問題、そういうものもございますけれども、基本的にはこの中で運営できるということでございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第9号はこれを認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

ご異議なしと認めます。これをもって平成26年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長から御礼申し上げ、閉会のあいさついたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 2時00分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 村川 喜信

署名議員 小嶋光明

署名議員 馬渡光春